

# 雇用情報にほんまつ

令和5年2月号

管内人口(令和5年1月1日現在)

二本松市	52,162 人
本宮市	30,042 人
大玉村	8,762 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

## 雇用動向

令和4年12月内容

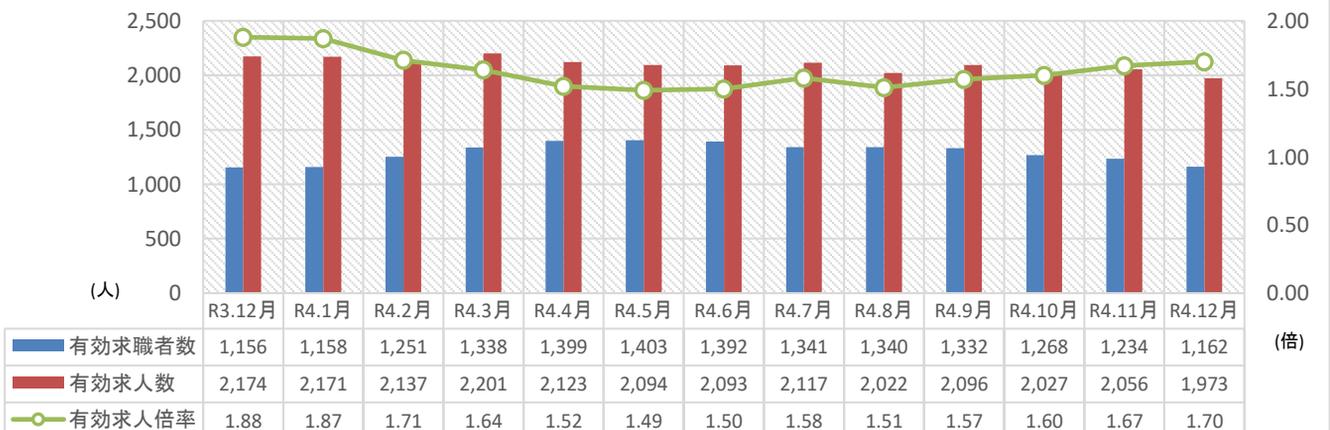
- ▶ 有効求人倍率は1.70倍で前月を0.03ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,162人で前月より5.8%減少し、月間有効求人数は1,973人で前月から4.0%減少した。
- ▶ 新規求人倍率は2.52倍で前月を0.15ポイント上回った。なお新規求職者数は252人で前月より13.7%減少し、新規求人数は634人で前月から8.5%減少した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.70 倍	(前月比 + 0.03ポイント)
	福島県	1.45 倍	(前月比 + 0.03ポイント)
	全国	1.35 倍	(前月比 0.00ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.5 %	(前月比 0.0ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	252 人	(前月比 - 40人)
▶ 新規求人数	二本松	634 人	(前月比 - 59人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,162 人	(前月比 - 72人)
▶ 有効求人数	二本松	1,973 人	(前月比 - 83人)

図1 新規求職者数・新規求人数



図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和4年12月				前月		前年同月	
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	634	-	-	603	693	593	772	644
2	月間有効求人数	1,973	-	-	1,720	2,056	1,772	2,174	1,874
3	新規求職申込件数	252	122	130	223	292	289	276	249
	うち中高年	148	79	69	120	158	156	147	122
4	月間有効求職者数	1,162	584	578	1,128	1,234	1,228	1,156	1,120
	うち中高年	665	357	308	634	675	672	614	584
5	紹介件数	210	117	93	181	319	278	238	209
	うち中高年	107	61	46	84	183	155	119	101
6	就職件数	88	45	43	75	87	81	98	77
	うち中高年	47	30	17	39	46	42	40	30
7	充足数	70	-	-	59	89	79	109	91
8	新規求人倍率	2.52	-	-	2.70	2.37	2.05	2.80	2.59
9	有効求人倍率	1.70	-	-	1.52	1.67	1.44	1.88	1.67
10	就職率(%)	34.9	-	-	33.6	29.8	28.0	35.5	30.9
	うち中高年	31.8	-	-	32.5	29.1	26.9	27.2	24.6
11	充足率(%)	11.0	-	-	9.8	12.8	13.3	14.1	14.1

※学卒を除きパートを含みます。

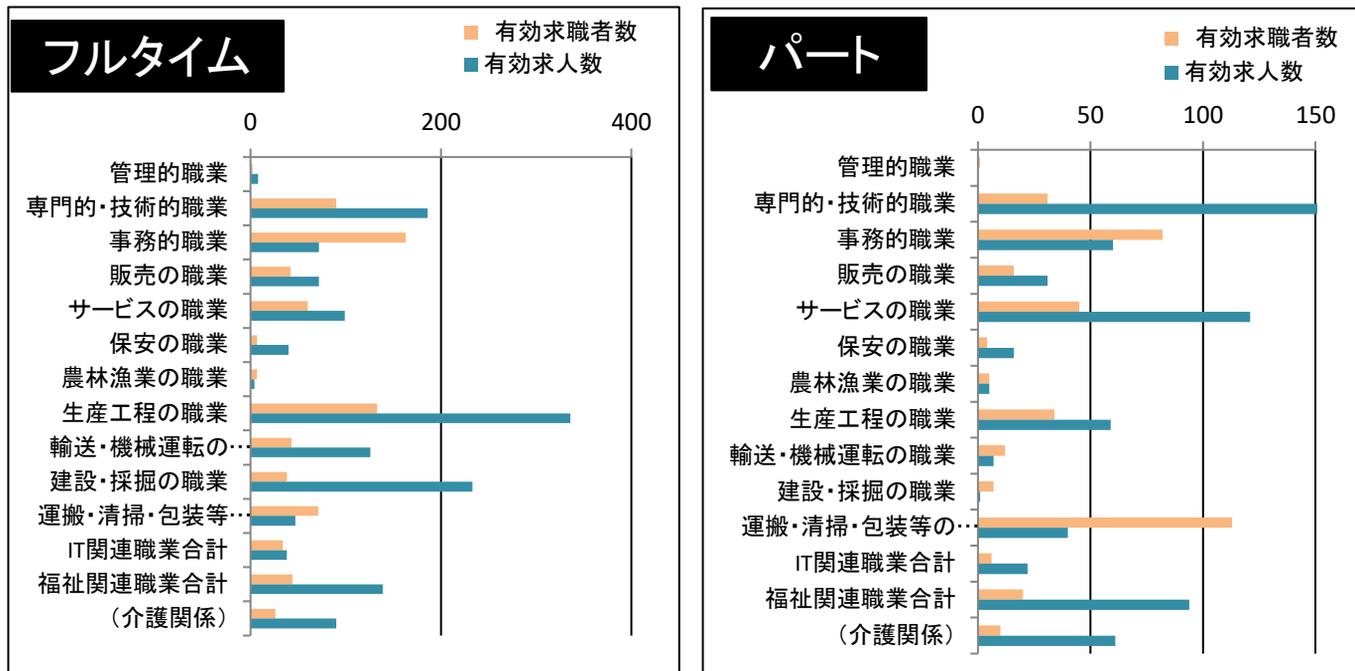
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート			
								フルタイム	パート
職業計	213	189	1,223	497	727	401	1.52	1.68	1.24
A 管理的職業	279	200	8	0	2	1	2.67	-	0.00
B 専門的・技術的職業	237	201	186	157	90	31	2.83	2.07	5.06
C 事務的職業	186	173	72	60	163	82	0.54	0.44	0.73
D 販売の職業	211	173	72	31	42	16	1.78	1.71	1.94
E サービスの職業	178	182	99	121	60	45	2.10	1.65	2.69
F 保安の職業	205	100	40	16	7	4	5.09	5.71	4.00
G 農林漁業の職業	231	177	4	5	7	5	0.75	0.57	1.00
H 生産工程の職業	195	188	336	59	133	34	2.37	2.53	1.74
I 輸送・機械運転の職業	241	249	126	7	43	12	2.42	2.93	0.58
J 建設・採掘の職業	239	196	233	1	38	7	5.20	6.13	0.14
K 運搬・清掃・包装等の職業	203	170	47	40	71	113	0.47	0.66	0.35
IT関連職業合計	188	186	38	22	34	6	1.50	1.12	3.67
福祉関連職業合計	218	207	139	94	44	20	3.64	3.16	4.70
(介護関係)	199	178	90	61	26	10	4.19	3.46	6.10
分類不能の職業	0	250	0	0	71	51	0.00	0.00	0.00

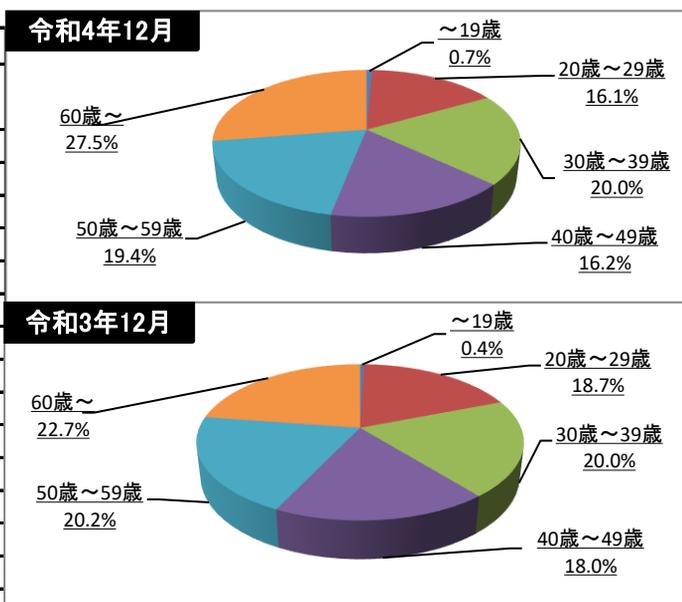
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和4年12月	前年同月	前年同月増減
合計	1,128	1,120	8
全体に対する割合	100%	100%	0.7
～19歳	8	5	3
	0.7%	0.4%	60.0
20歳～29歳	182	209	▲27
	16.1%	18.7%	-12.9
30歳～39歳	226	224	2
	20.0%	20.0%	0.9
40歳～49歳	183	202	▲19
	16.2%	18.0%	-9.4
50歳～59歳	219	226	▲7
	19.4%	20.2%	-3.1
60歳～	310	254	56
	27.5%	22.7%	22.0



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和4年12月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,567	1,564	1,566	0.2	0.1
被保険者数		26,022	26,083	26,119	▲0.2	▲0.4
資格取得者数		226	260	352	▲13.1	▲35.8
資格喪失者数		286	280	308	2.1	▲7.1
離職票交付枚数		162	194	187	▲16.5	▲13.4
受給資格決定件数		48	74	58	▲35.1	▲17.2
初回受給者数		52	71	44	▲26.8	18.2
受給者実人員		256	278	236	▲7.9	8.5
基本手当総支給額(千円)		29,730	38,949	29,720	▲23.7	0.0
特例一時金受給者数		5	0	12	-	▲58.3
再就職手当支給人員		35	26	20	34.6	75.0
教育訓練給付受給者		6	6	7	0.0	▲14.3

## 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方を、早期に雇い入れた事業主に対して助成します。さらに、より高い賃金（雇い入れ前賃金比5%以上）で雇い入れた事業主には加算して助成します。

### ■ 「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

### ■ 「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指し、証明書をお持ちです。

## 助成金の対象

労働者

貴社に雇い入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者」であった方  
再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

- ① 「再就職援助計画対象労働者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主
- ② 当該労働者を、雇い入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主



再就職援助計画  
対象労働者証明書

## 助成額（対象労働者1人あたり）

### 早期雇入れ助成

通常	優遇助成 ※1
30万円	40万円 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した異業種の45歳以上の方を雇い入れた場合は+40万円※2
<b>NEW</b>	<b>賃金上昇（雇い入れ前賃金比5%以上）加算 +20万円 ※3</b>

### 人材育成支援

早期雇入れ助成の対象者に対して、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

		通常	優遇助成 ※1
OFF-JT	賃金助成	900円/時	1,000円/時（1,100円/時※4）
	訓練経費助成（実費相当額）	実費相当額（上限30万円）	上限40万円（上限50万円※4）
OJT	訓練実施助成	800円/時	900円/時（1,000円/時※4）

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

※2 令和3年4月1日以降に提出された再就職援助計画の対象労働者で、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した、雇い入れ日時点で45歳以上の方を、離職前と異なる業種の事業所で雇い入れた場合に適用されます。

※3 賃金上昇加算は、令和4年12月2日以降に提出された再就職援助計画の対象労働者で、雇い入れ前の賃金から雇い入れ後6か月間の各月の賃金を5%以上上昇させた場合に適用されます。

※4 優遇助成に該当する場合であって、かつ、賃金上昇加算に該当する場合に適用されます。



## 在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

### 助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



ガイドブック

### 助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ <sup>1</sup> のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ <sup>2</sup> / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

### 助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- 出向復帰後の賃金日額**9,450円**



助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ：3,600円

ロ：4,500円(9,000×1/2) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = 2,400円

## 受給までの流れ

1	出向元事業主と出向先事業主との <b>契約</b> ※1 労働組合などとの <b>協定</b> 出向予定者の <b>同意</b>
2	出向計画届（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の <b>確認</b> ※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	出向から復帰（賃金上昇）※3
5	支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分）

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
- ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

## 「在籍型出向」の活用事例

### 製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。  
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



### 産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。  
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

### 温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



### ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

### 日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



### 耕種農業（出向先）

水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

## 申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。  
ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。  
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

### 【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

# (公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース(在籍型出向)のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

## おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、全国の労働者の受入れを希望している事業所(出向受入情報※)の業務の内容を見ることができます。

※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。

センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

受入情報の検索はこちら→



## お問い合わせ先

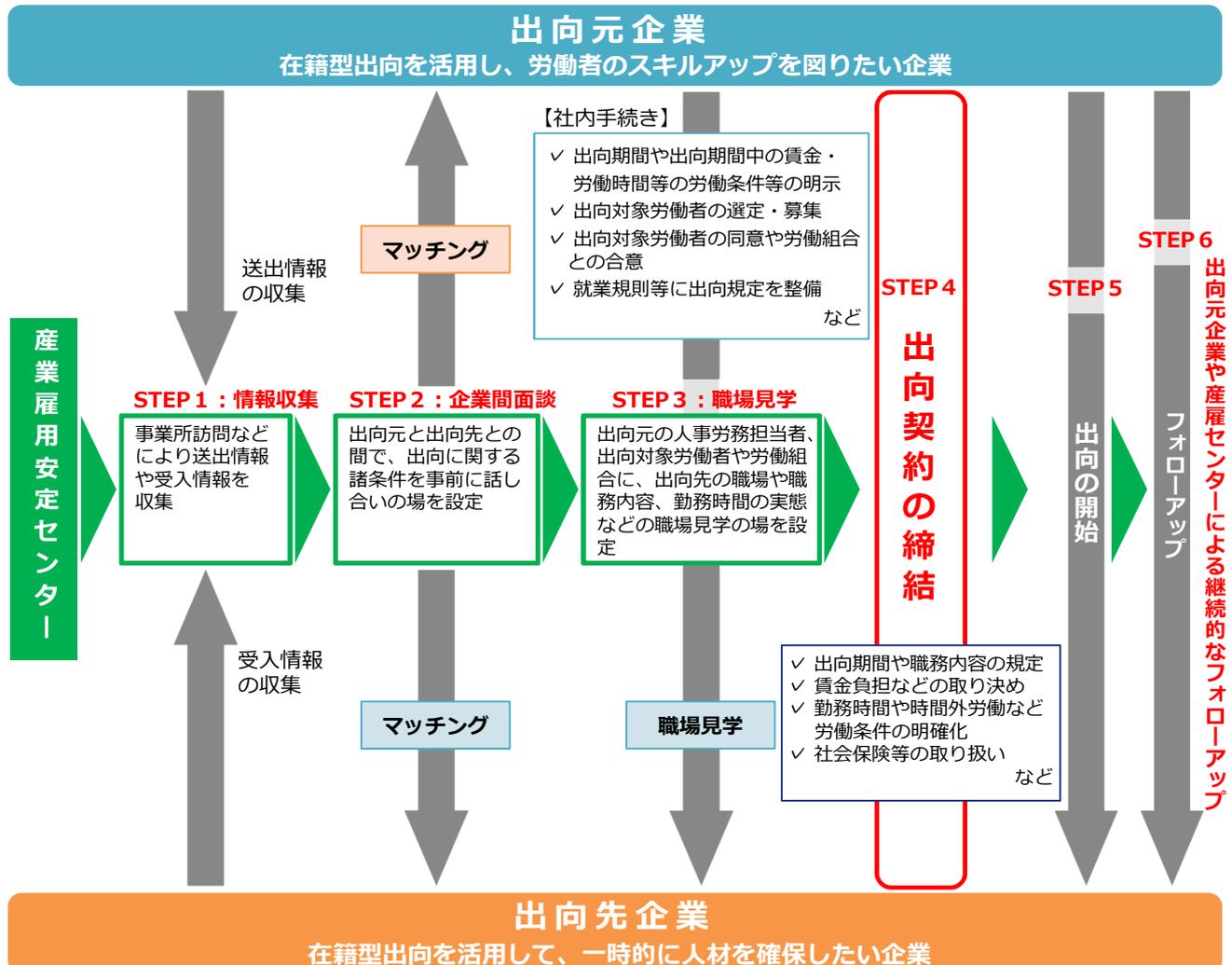
産業雇用安定センターHPはこちら→



公益財団法人 産業雇用安定センター



## マッチング支援の流れ



## 中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください

「中途採用等支援助成金」は、**中途採用者の雇用管理制度を整備**した上で**中途採用の拡大**を図る事業主に対して助成するものです。

助成対象となる「中途採用の拡大」とそれぞれの助成額は以下の通りです。

また、下記に加えて**常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主**は、**法定の中途採用率を公表している**ことも助成対象の要件です。

中途採用率の拡大  
(A)  
**助成額：50万円**

中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値※<sup>1</sup>）以上上昇させた事業主に対する助成

45歳以上の  
中途採用率の拡大  
(B)  
**助成額：100万円**

以下のすべてを満たす事業主に対する助成

- 中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値）以上上昇させた
- うち45歳以上の労働者で10ポイント（45歳以上中途採用率拡大目標値※<sup>2</sup>）以上上昇させた
- 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

※1、※2の計算方法は裏面に記載

### 申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、**中途採用計画の作成・提出が必要**です。

雇い入れ前

- 中途採用計画の作成
- 中途採用に関する情報の公表  
（常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ）

中途採用計画を労働局へ提出

雇い入れ後

中途採用者の雇用管理制度の整備 + 対象となる方の雇い入れ

(A) 中途採用率の拡大

中途採用率を20ポイント以上  
上昇させた

(B) 45歳以上の中途採用率の拡大

- 中途採用率を20ポイント以上上昇させた
- うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させた
- 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

助成金支給

## 助成金の対象となる労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ① 申請事業主に中途採用※<sup>1</sup>により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者（パートタイム※<sup>2</sup>を除く）として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い
- ⑥ 雇入れ時の年齢が45歳以上である（「(B) 45歳以上の中途採用率の拡大」の場合のみ）

※1 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※2 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

## (A) 「中途採用率拡大目標値」の計算方法

以下の「(2) - (1)」を20ポイント以上とすることが必要です。

【例】中途採用率を30%から55%とした場合、「25ポイント」となり要件を満たします。

(1) 中途採用計画開始日の前日から過去3年間の中途採用率		$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2) 中途採用計画期間終了時の中途採用率		
中途採用計画期間中に雇い入れた人数	(a) 50人未満	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
	(b) 50人以上	$\frac{10人 + (\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数} - 10人) \times 2}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

## (B) 「45歳以上中途採用率拡大目標値」の計算方法

上記(A)に加えて、以下の「(2) - (1)」を10ポイント以上とすることが必要です。

【例】45歳以上中途採用率を20%から35%とした場合、「15ポイント」となり要件を満たします。

(1) 中途採用計画開始日の前日から過去3年間の45歳以上中途採用率		$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2) 中途採用計画期間終了時の45歳以上中途採用率		$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

この他にも要件があります。詳細は「中途採用等支援助成金ガイドブック」をご確認ください。ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

